

2017年10月30日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第451号）

国家外貨管理局、 ファイナンスリース会社による 外貨建てリース料受取を全国展開

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2017年10月2日付『ファイナンスリース業務の外貨管理に関する問題についての通達』（匯発[2017]21号、以下『21号通達』という）を公布しました。ファイナンスリース会社がリース物件購入資金の50%以上を国内の外貨借入もしくは外貨建て外債で調達した場合、外貨によるリース料の受け取りが全国で可能となります。『21号通達』は公布の日から施行されています。

□ 自由貿易試験区での試行から全国展開

「ファイナンスリース（融資租賃）」とは、賃貸人（レッサー＝リース会社）が賃借人（レシー＝企業）の選択に基づいてリース資産を購入し、賃借人に提供して使用させ、賃借人が賃貸人にリース代金を支払う取引行為を指します（『「ファイナンスリース企業監督管理弁法」の印刷・配布に関する通達』¹）。中国のファイナンスリース会社は、設立認可・監督管理部門と根拠規定によって図表1のように分類されます。

ファイナンスリース会社が外貨によるリース料の受け取りを許可されたのは、2015年12月の『「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則」の印刷・配布に関する通達』²の公布、施行からでした。当初は上海自由貿易試験区限定の試験的な規制緩和として、2017年3月には第3陣となる遼寧・浙江・河南・湖北・重慶・四川・陝西の7自由貿易試験区新設に伴い試行地域が拡張されています。その後、『商務部 交通運輸部 工商総局 品質監督検査検疫総局 外貨管理局 自由貿易試験区第3陣の改革試行経験の複製・普及を適切に遂行することに関する書』（商資函[2017]515号）

¹ 『「ファイナンスリース企業監督管理弁法」の印刷・配布に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第286号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0290-XF-0105.pdf>

² 『「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則」の印刷・配布に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第413号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0423-XF-0105.pdf>

の公布により全国展開されたことを受け、『21号通達』の公布となりました。

【図表1】中国におけるファイナンスリース企業の種類

企業種類	認可部門	根拠規定	設立要件等
金融リース会社	中国銀行業 監督管理委員会	『金融リース会社管理弁法』 (中国銀行業監督管理委員会 令 2014 年第 3 号)	中国語で「金融租賃公司」。銀行等が設 立するファイナンスリース会社。最低 資本金 1 億元 (または相当額の外貨)
内資ファイナンス リース会社	商務部流通発展司 および 国家稅務總局	『ファイナンスリース業務の 従事に関連する問題について の通達』(商建発[2004]560号)	中国語で「融資租賃公司」。試行業務と して当局が個別に認可。最低資本金要 求は 1 億 7000 万人民元
外商投資ファイ ナンスリース会社	商務部外資司 あるいは 省級商務部門*	『外商投資リース業管理弁法』 (商務部令 2005 年第 5 号)	中国語で「融資租賃公司」。設立要件に、 投資家の総資産 500 万ドル以上等 (最 低資本金要件は 2015 年 ³ に撤廃)

※ここで言う省級商務部門には、省・自治区・直轄市のほか、深圳等の計画単列市も含まれています。

(関連通達および情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『21号通達』がいうファイナンスリース会社とは、金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社、中資ファイナンスリース会社(図表1参照)を含み(第1条)、そのファイナンスリース業務においてリース物件購入資金の50%以上を国内の外貨借入もしくは外貨建て外債で調達した場合、外貨によるリース料の受け取りが可能となります(第2条)。上述の業務において、賃借人は以下の必要書類により自ら銀行で賃貸人へのリース料の外貨転・支払手続を行うことができます(第3条)。

- ✓ 賃貸人が発行する外貨リース料支払通知書
- ✓ 賃貸人が“リース物件の購入に用いる資金の50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来する”ことを証明できる文書
- ✓ 銀行が要求するその他の真実性証明資料

賃貸人が受け取る外貨のリース料収入は、規定に基づいて銀行の外貨口座に入金することができ、外貨建て債務償還の必要分を超える部分については直接銀行で元転することができます(第4条)。

*

中国リース連盟と天津濱海ファイナンスリース研究院の統計によると、全国ファイナンスリース会社の総数は2017年6月末時点で8,218社(SPVのようなプロジェクト子会社を除く)あり、このうち金融リース会社は66社、内資ファイナンスリース会社は224社、外商投資ファイナンスリース会社は7,928社となっています。2006年末時点の総数80社(うち金融リース会社6社、内資ファイナンスリース会社20社、外商投資ファイナンスリース会社は54社)と比較すると、その総数は約103倍と急増しており、特に外資の増加が著しいことが見て取れます。なお、2017年6月末時点でのファイナンスリース契約残高は約5.6兆元に上っています。

『21号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳と5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

³ 詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第411号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0421-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2017]21号

ファイナンスリース業務の外貨管理に関する問題についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資銀行：

自由貿易試験区の改革試行経験の複製・普及をさらに推進し、实体经济の発展に着実に奉仕するため、『中華人民共和国外貨管理条例』（国务院令 2008 年第 532 号）、『商務部 交通運輸部 工商総局 品質監督検査検疫総局 外貨管理局 自由貿易試験区第 3 陣の改革試行経験の複製・普及を適切に遂行することに関する書』（商資函 [2017] 515 号）およびその他の関連法規に基づき、ここにファイナンスリース業務の外貨管理に関連する問題について以下のように通知する。

- 1、本通達というファイナンスリース類会社とは、銀行業監督管理部門が批准し設立した金融リース会社、商務主管部門が審査・批准し設立した外商投資ファイナンスリース会社、ならびに商務部および国家税務総局が共同で確認した中資ファイナンスリース会社等の 3 種類の主体を含む。
- 2、ファイナンスリース類会社がファイナンスリース業務を取り扱うとき、リース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来する場合、国内で外貨形式によりリース料を受け取ることができる。
- 3、前述の条件を満たすファイナンスリース業務において、賃借人は自ら銀行でファイナンスリース類会社の賃貸人へのリース料の外貨転・支払手続を行うことができる。
 - (1) 賃貸人の発行する外貨リース料支払通知書、
 - (2) 賃貸人が“リース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来する”ことを証明できる文書、
 - (3) 銀行が要求するその他の真実性証明資料。
- 4、ファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース料収入は、規定に基づき自ら銀行で開設した外貨口座に入金することができ、外貨債務償還の必要を超える部分については、直接銀行で元転することができる。

本通達は、発布の日より実施する。以前の規定と本通達が不一致である場合、本通達を基準とする。各分局・外貨管理部は速やかに本通達を管轄内の中心支局・支局および管轄内銀行に転送されたい。各中資銀行は速やかに本通達を分支機構に転送されたい。執行中に問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外

貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。
特にここに通知する。

国家外貨管理局
2017年10月2日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2017]21号
关于融资租赁业务外汇管理有关问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资银行：

为进一步推进自由贸易试验区改革试点经验的复制推广，切实服务实体经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 2008 年第 532 号）、《商务部 交通运输部 工商总局 质检总局 外汇局关于做好自由贸易试验区第三批改革试点经验复制推广工作的函》（商资函[2017]515 号）及其他有关法规，现就融资租赁业务外汇管理有关问题通知如下：

- 一、本通知所称融资租赁类公司包括银行业监督管理部门批准设立的金融租赁公司、商务主管部门审批设立的外商投资融资租赁公司，以及商务部和国家税务总局联合确认的中资融资租赁公司等三类主体。
- 二、融资租赁类公司办理融资租赁业务时，如果用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债，可以在境内以外币形式收取租金。
- 三、在满足前述条件的融资租赁业务下，承租人可自行到银行办理对融资租赁类公司出租人的租金购付汇手续：
 - （一）出租人出具的支付外币租金通知书；
 - （二）能够证明出租人“用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债”的文件；
 - （三）银行要求的其他真实性证明材料。
- 四、融资租赁类公司收取的外币租金收入，可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。请各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

特此通知。

国家外汇管理局
2017 年 10 月 2 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。